

# 平成 30 年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) 募集要項

## Q&A

平成 29 年9月6日  
平成 29 年 10 月3日更新

1. プログラムの申請
  - ①申請方法と申請書類
  - ②申請形態 (双方向協定型と短期研修・研究型)
  - ③コンソーシアム形式での申請
2. 審査・採択・割当
  - ①プログラムの審査
  - ②プログラムの採択
  - ③奨学金支給割当人数の割当
3. プログラムの申請要件
  - ①在籍大学等に在籍する学生を対象に実施するもの
  - ②学生交流に関する協定等に基づき実施されるもの
  - ③プログラム実施期間が8日以上1年以内の計画であるもの
  - ④参加に必要な語学水準を適切に設定しているもの(協定派遣のみ)
  - ⑤フォローアップのための追跡調査に協力できる管理体制を有するもの
4. 奨学金支給対象者の資格・要件
  - ①支給対象者の国籍等
  - ②支給対象者の成績基準
  - ③支給対象者の経済状況
  - ④プログラム終了後、学業を継続する者又は学位を取得する者
  - ⑤他団体等の奨学金を受ける場合
  - ⑥支給対象者以外のプログラム参加
5. 支給対象者の登録・支給方法

### 1. プログラムの申請

#### 1-①申請方法と申請書類

Q1:過去の実績がない新規のプログラムも申請することは可能ですか。

A1:学生交流創成タイプ(タイプA)に申請が可能です。

Q2:学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)の違いは何ですか。

A2:学生交流創成タイプ(タイプA)では、平成30年度に新たに支援を希望するプログラムを幅広く募集し、審査により高い評価が得られたプログラムが採択されます。

学生交流推進タイプ(タイプB)では、平成29年度から引き続き支援を希望するプログラムを募集し、原則として採択されますが、平成29年度の割当人数から削減された支援人数を割り当てることとなります。

なお、申請タイプにより申請書類等の種類や奨学金支給割当の方法は異なりますが、本制度において支援するプログラムや学生についての資格・要件に違いはありません。

Q3: 学生交流創成タイプ(タイプA)の申請について、単位認定が行われないプログラムも申請することは可能ですか。

A3: 単位認定が行われない場合、それに替わる修学成果の測定方法が明確であれば、申請することは可能です。

Q4: 平成29年度採択プログラムは平成29年12月からの開始を予定しているため、まだ奨学金支給の実績がありません。現在のところ計画どおり実施する予定ですが、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A4: 学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できます。ただし、平成29年度に実績があることを前提として、平成30年度の採否を決定します。平成29年度末に奨学金支給の実績が確認できない場合には、平成30年度のプログラム採択を取り消すこととなりますので、どちらのタイプで申請するかはよく検討してください。

Q5: 平成29年度中に追加採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムは、どちらのタイプに申請すればよいですか。

A5: 学生交流推進タイプ(タイプB)には申請できませんので、学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。

Q6: 平成29年度に採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムは、学生交流創成タイプ(タイプA)には申請できませんか。

A6: 学生交流創成タイプ(タイプA)又は学生交流推進タイプ(タイプB)のどちらにも申請できます。ただし、重複して申請することはできませんので、どちらか一方に申請してください。なお、タイプごとに申請書類等の種類や奨学金支給割当の方法が異なります。

Q7: 平成29年度は、採択プログラム変更届(様式F)でプログラム内容の変更を届け出て実施しましたが、平成30年度は元の内容に戻して実施したいと考えています。学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。また、申請した場合は、必ず採択されますか。

A7: 学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できます。なお、平成30年度も内容を変更して実施する場合は、「平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2)」に変更後の内容を記載してください。変更によりプログラムの目的・目標の達成が著しく困難又は不可能と審査において判断される場合には、不採択となる場合があります。また、平成30年度に採択プログラム変更届(様式F)が提出される場合には、平成29年度のプログラム計画書及び採択プログラム変更届(様式F)と比較した上で変更を認めるか検討しますので、注意してください。

**New!** Q8: 平成29年度に採択され、奨学金を支給した実績があるプログラムについて、平成30年度は、プログラム内容は変更せず、プログラム名の一部を変更したいのですが、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A8: 原則として、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できます。ただし、プログラムの目的・目標の達成に影響する変更の場合は、学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。

Q9:平成29年度は、短期研修・研究型として協定派遣も協定受入も採択され、奨学金を支給した実績がありますが、平成30年度は双方向協定型に変更したいと考えています。学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A9:学生交流推進タイプ(タイプB)には申請できませんので、学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。

Q10:平成29年度に双方向協定型で採択され、受入は5月に実施しましたが、派遣は事情により実施が困難となりました。平成30年度も双方向協定型として学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A10:双方向協定型で、派遣・受入のどちらかの実績がない場合は、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できませんので、学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。

また、平成29年度末に、協定派遣・協定受入のどちらかの実績が確認できない場合には、平成30年度タイプBプログラムの採択が取り消されます。プログラム採択が取り消された場合は、派遣・受入ともに支援ができなくなりますので、注意してください。

Q11:平成29年度に採択され、実施した協定派遣のプログラムについて、平成30年度は、より多くの学生を支援するため派遣先機関を増やすことに伴い、プログラムの申請要件である語学水準を引き下げて実施したいと考えています。プログラムの目的・達成目標に変更は生じないため、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A11:「必要となる語学水準の設定」を引き下げる場合は、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できません。学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。なお、語学水準の設定を引き上げる変更については、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できます。

Q12:学生交流推進タイプ(タイプB)の割当は、「平成29年度の奨学金支給割当人数から削減した人数を割り当てる予定」とありますが、削減される分を学生交流創成タイプ(タイプA)に申請することはできますか。

A12:同一プログラムについて、学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)に重複申請することはできません。大学等において、どちらかのタイプを選択して、申請してください。

Q13:学生交流推進タイプ(タイプB)の割当は、「平成29年度の奨学金支給割当人数から削減した人数を割り当てる予定」とありますが、申請書類に記載する奨学金支援希望人数は、平成29年度の割当人数を超える人数を記入してもよいですか。

A13:平成29年度の割当人数に関わらず、平成30年度の支援希望人数を記載してください。

**New!** Q14:平成28年度に採択されたプログラムで、平成29年度はプログラムを実施しなかったため、申請しませんでした。平成30年度は学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A14:学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できませんので、学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。

Q15:協定派遣について、派遣先地域によって奨学金の月額が異なっていますが、計画書等に記載する人数及び人月数の「地域区分」は、派遣先大学等の所在地で考えればよいですか。

A15:派遣先大学等の所在地(都市)と考えてください。キャンパスが複数存在する場合には、実際に学生が派遣される都市が該当地域となります。指定都市がある国に学生を派遣する場合には、住所表記を確認する等、特に注意してください。

なお、短期研修・研究型のプログラムにおいて、派遣先大学等との連携により別機関に派遣される場合は、実際の派遣先(別機関)の所在地となります。

**New!** Q16: 協定派遣について、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域に該当するかどうかは、国ごとに確認しますか、都市ごとに確認しますか。また、いつの時点で確認すればよいですか。

A16: 派遣先大学等の所在地の都市ごとに、申請書類等を作成する時点で確認してください。

**New!** Q17: 協定派遣について、申請書類等の提出後又はプログラム採択後に外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域に該当した場合はどうなりますか。

A17: 奨学金支給対象者の登録時に、派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、本制度奨学金の支給対象者としての登録は認められません。派遣時期や派遣先大学等を変更してください。また、留学期間中に「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、奨学金の支給を見合わせる場合があります。

**New!** Q18: 協定派遣について、申請書類等の提出後又はプログラム採択後に外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル1: 十分注意してください」以下に下がった場合は、後から派遣先大学等を追加できますか。

A18: 採択プログラムに追加することは可能ですが、プログラムの再申請は受け付けられません。ただし、奨学金支給対象者の登録時に、再度、派遣先大学等が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には本制度奨学金の支給対象者としての登録は認められません。

**追記** Q19: 協定派遣について、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2: 不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域に該当したため、平成30年度に採択されたプログラムを実施することができなかった場合、平成31年度は学生交流推進タイプ(タイプB)に申請することはできますか。

A19: できません。また、平成31年度にタイプBに申請し、採択された場合であっても、平成30年度末に奨学金支給の実績が確認できない場合には、採択を取り消します。

**追記** Q20: 計画書(様式2)又はプログラム実施・進捗状況(様式3)に記載する内容が設定されたセル内に収まらない場合はどのようにすればよいでしょうか。

A20: できるだけ簡潔に記載し、文字のサイズ、セルの高さを調整するなどし、項目が次のページに移らないように調整してください。また、提出前には全ての文字が印刷されているか、文字の大きさは適当かを必ず印刷して確認してください。

**追記** Q21: 学生交流推進タイプ(タイプB)について、計画書(様式2)に「平成28年度又は平成29年度申請時に記載した内容を再掲してください」とあります。平成29年度タイプB採択プログラムの場合、平成28年度又は平成29年度申請時の計画書の項目と平成30年度計画書(様式2)の項目は一部異なりますが、どのように記載すればよいでしょうか。

A21: 平成28年度又は平成29年度申請時の計画書の項目と対応する平成30年度計画書(様式2)の項目に記載してください。複数の内容を1つにまとめた項目や派遣・受入に分けて記載する項目がありますので、内容は適宜統合、分割して記載してください。セルのサイズにより全てを記載できない場合は要約しても



構いません。なお、平成29年度タイプB申請時に平成29年度計画書(様式5)を提出した場合は、平成29年度計画書(様式5)により変更した内容を記載してください。なお、内容に変更はなく要約して記載した場合は、「タイプB変更」欄に「○」を記載する必要はありません。

＜複数の内容を統合(要約)又は分割した項目の例(双方向協定型の場合)＞

平成30年度計画書(様式2)	平成28年度計画書(様式2)又は平成29年度計画書(様式5)
1(5)プログラムの目的・達成目標 ※短期研修・研究型も同様	「1①プログラムの目的」、「1②養成しようとするグローバル人材像・質の高い留学生像」、「1③プログラムの達成目標(制度の趣旨・目的の観点から)」、「1⑤プログラム参加学生(プログラムに参加する全学生)の達成目標(派遣部分について)」、「1⑥プログラムの達成目標(受入大学等の国際化推進の観点から)(受入部分について)」の5つの項目の内容を記載してください。
1(6)③参加学生(プログラムに参加する全学生)の学習(研究)内容(受入部分について)	「2(1)①参加学生(プログラムに参加する全学生)の進路選択・検討(長期間の留学含む)に対する触発・動機付けする内容」、「2(1)⑤参加学生(プログラムに参加する全学生)の専攻に応じたプログラムの内容」の2つの項目の受入部分に関する内容を記載してください。

1-②申請形態 (双方向協定型と短期研修・研究型)

Q22: 学生交流創成タイプ(タイプA)について、申請予定のプログラムが双方向協定型と短期研修・研究型のどちらの条件も満たしている場合、両方の形態に申請してもよいですか。

A22: 同一プログラムは重複申請できません。どちらかの形態を選択して申請してください。

Q23: 双方向協定型について、「1セメスター以上1年以内の間」とありますが、1セメスターに具体的な期間は設定されていますか。

A23: 設定していません。日本の大学等又は海外の大学等が設定しているセメスター単位であれば構いません。なお、留学期間が90日未満の場合は、当該日数をもって1セメスターとする根拠について、プログラム申請時及びプログラム採択後奨学金支給対象者の登録時に、別途文書を提出いただきます。

Q24: 平成30年度は派遣を実施し、平成31年度に受入を実施する予定ですが、双方向協定型に申請することは可能ですか。

A24: 双方向協定型に申請することはできません。双方向協定型については、派遣、受入の両プログラムがともに、平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)中に開始する場合に申請することが可能です。

Q25: 特定の協定校を相手として、双方向協定型と短期研修・研究型の両方に申請することはできますか。

A25: 同一プログラムでなければ申請可能です。同一プログラムの場合、どちらかの形態を選択して申請してください。

## 1-③コンソーシアム形式での申請

Q26: 日本の大学等が形成するコンソーシアムで実施するプログラムについて、1つのプログラムとして申請することは可能ですか。

A26: 可能です。ただし、申請の際は、コンソーシアムに所属する1校が代表校として事務を統括する必要があります。また、採択後の事務についても、代表校が統括することになります。

なお、コンソーシアムで実施するプログラムは、代表校の申請プログラム件数としてカウントされますので、申請プログラム件数の上限に注意してください。

Q27: 日本の大学等5校で形成するコンソーシアムで実施するプログラムについて、各大学等がそれぞれ別のプログラムとして申請することはできますか。

A27: 代表校のとりまとめにより1つのプログラムとして申請するか、参加する日本の全ての大学等がそれぞれ別のプログラムとして申請するかのいずれかを選択することが可能です。なお、コンソーシアム形式で申請しない場合は、奨学金支給対象者は、各大学等に在籍する学生(受入の場合は、受け入れる学生)のみとなります。

Q28: 同じ系列(学校法人)の大学と短期大学が共同で1つのプログラムを実施する場合、どのような申請が可能ですか。

A28: 本制度では、同系列(学校法人)の大学等であっても、学校コードが異なる場合は別の組織として扱っています。コンソーシアム形式で1つのプログラムとして申請するか、大学、短期大学ごとに別のプログラムとして申請してください。

**New!** Q29: 共同教育課程で実施するプログラムに他大学の共同教育課程に在籍する学生も参加できる場合、コンソーシアム形式で申請する必要がありますか。

A29: 代表校がとりまとめて、コンソーシアム形式として申請するか、それぞれ別のプログラムとして申請してください。

Q30: 海外の大学が代表となっているコンソーシアムで実施するプログラムの場合、代表校はどうしたらよいですか。

A30: 本制度への申請にあたっては、日本の大学等が代表校となる必要があります。なお、日本の大学等が代表校となり事務を統括する場合に、コンソーシアムに海外の大学が含まれていることは差し支えありません。

Q31: 平成29年度に採択され、実施したプログラムについて、平成30年度はコンソーシアムの代表校を変更したいのですが、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A31: 学生交流創成タイプ(タイプA)に申請してください。

Q32: 平成29年度に採択され、実施したプログラムについて、平成30年度はコンソーシアムの国内参加校を変更する予定ですが、学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。なお、代表校は変更ありません。

A32: 学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できます。参加を予定している大学等については申請書類に記載してください。

**New!** Q33:平成29年度は1校単独で実施するプログラムとして採択され、実施したが、平成30年度は代表校となりコンソーシアム形式で実施する予定です。学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できますか。

A33:学生交流推進タイプ(タイプB)に申請できます。なお、平成29年度に1校単独で実施するプログラムとして採択された場合も、平成30年度はタイプBとして申請できます。参加を予定している大学等については申請書類に記載してください。

## 2. 審査・採択・割当

### 2-①プログラムの審査

Q1:学生交流創成タイプ(タイプA)に申請するプログラムは、審査の観点で示されている内容を全て満たしている必要がありますか。

A1:審査の観点で示している各項目について、内容が優れているものを高く評価します。なお、プログラム終了後、プログラム実施報告書の提出をもって、申請時に書かれた内容が適切に実施されたかを確認しますので、実施可能な内容でプログラムを作成してください。

Q2:学生交流創成タイプ(タイプA)の申請について、プログラム実施期間の長短は審査に影響しますか。

A2:プログラム内容に対して、適切な実施期間となっているかが審査対象となります。

**New!** Q3:計画書等の様式が変更しているようですが、審査方法にも変更がありますか。

A3:計画書の項目は審査の観点に符合するように設定しています。学生交流推進タイプ(タイプB)の計画書は学生交流創成タイプ(タイプA)の計画書と統合しました。審査方法に変更はなく、いずれのタイプも書面審査により行われます。

### 2-②プログラムの採択

Q4:平成29年度に採択され、実施しましたが、平成30年度は目的・達成目標は変更せず、プログラムの内容を一部変更して実施したいと考えています。学生交流推進タイプ(タイプB)に申請した場合、必ず採択されますか。

A4:学生交流推進タイプ(タイプB)に申請する場合は、「平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)計画書(様式2)」に変更後の内容を記載してください。申請書類等に基づき審査を行った結果、プログラムの目的・目標の達成が著しく困難又は不可能と判断される場合には、不採択となる場合があります。

Q5:協定受入について、「重点地域」とはどのようなものですか。

A5:文部科学省に置かれた「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会」において、平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入戦略」が取りまとめられたことを受け、本制度においても重点地域からの受入予定人数等を勘案してプログラムの採否を決定します。重点地域との交流促進に資する計画については、審査において評価対象とします。

### 2-③奨学金支給割当人数の割当

**New!** Q6: 学生交流創成タイプ(タイプA)採択プログラムについて、「審査の結果により奨学金支給割当希望人数を下回る場合があります」とありますが、どのくらい削減される可能性がありますか。

A6: 審査の結果、評価の低いプログラムに対しては、別紙「平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)申請方法、採否及び奨学金支給割当について」の「8. 奨学金支給割当」に記載のとおり、平成29年度タイプA採択プログラムで平成30年度タイプBに申請し採択されたプログラムに適用する削減率を超えない範囲で、奨学金支給割当希望人数から削減した人数が割り当てられる可能性があります。

**New!** Q7: 平成29年度学生交流推進タイプ(タイプB)採択プログラムで、平成30年度タイプBに申請し採択されたプログラムについて、予算状況と平成28年度採択時の割当人数に対する支援人数(実績)を勘案し、平成29年度採択時の割当人数より最大5割程度削減した人数を割り当てる予定とありますが、どのような人数が割り当てられますか。

A7: 平成28年度採択プログラムの支援人数を採択時の割当人数で除した執行率に応じて削減率を決定する予定です。執行率が極端に低いプログラムについては、最大5割程度の削減が行われる可能性があります。執行率が100%のプログラムであっても、平成29年度採択時の割当人数を上回る人数が割り当てられる予定はありません。

### 3. プログラムの申請要件

#### 3-①在籍大学等に在籍する学生を対象に実施するもの

##### 高等専門学校

Q1: 3年生以上の学生を対象に実施するプログラムですが、1年生、2年生もプログラムに参加させることは可能ですか。

A1: 可能です。ただし、1年生、2年生については本制度の支援対象となりません。

##### 専修学校(専門課程)

Q2: 専門課程に在籍する学生を対象に実施するプログラムですが、他の課程(高等課程、一般課程)の学生もプログラムに参加させることは可能ですか。

A2: 可能です。ただし、他の課程(高等課程、一般課程)の学生については本制度の支援対象となりません。

##### 通信教育部(正規課程)

Q3: 通信教育部(正規課程)の学生(正規生)の海外スクーリングは申請できますか。また、通信教育部が実施するプログラムは申請対象となりますか。

A3: 通信教育部が正規課程である場合、申請可能です。なお、海外スクーリングについては、計画書において、その必要性や実現性等を十分に説明してください。

#### 3-②学生交流に関する協定等に基づき実施されるもの

Q4: 諸外国の高等教育機関等との学生交流に関する協定等とは、具体的にはどのようなものですか。

A4: 募集要項に記載のとおり、プログラムの形態により異なります。

双方向協定型については、授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定に基づく、双方向の交換留学でなければなりません。



短期研修・研究型については、学生交流協定という形態のほか、組織として締結した学生交流に関する署名付きの合意文書(MOUや研究室間の覚書、契約書等)に基づいて実施されるプログラムも申請可能です。

なお、協定派遣の短期研修・研究型プログラムについては、高等教育機関以外の機関(諸外国の政府研究機関、国際機関、公的機関、NPO等)において、研修やインターンシップ、ボランティア活動等を行うプログラムについても申請可能ですが、その場合、派遣先機関との協定等に基づき、履修科目の一部等として実施されるもので、帰国後に単位認定される必要があります。

Q5: 学生交流協定及び合意文書は、大学・学校間で締結されたもののみが対象ですか。

A5: 大学・学校間、もしくは、学部、研究科、学科間等の組織単位で締結された協定及び合意文書が対象です。

Q6: 平成30年度に新たに協定を締結する予定です。申請時点で、協定の締結については手続き中でもよいですか。

A6: 申請時には手続き中でも構いません。ただし、プログラム開始時には、協定は必ず締結されている必要があります。

Q7: 1つの協定に基づき申請できるのは、1プログラムのみですか。

A7: 複数プログラムでの申請が可能です。

Q8: 1つのプログラムに複数の協定が含まれていてもよいですか。

A8: 構いません。

#### **【双方向協定型の協定】**

Q9: 「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」とありますが、不徴収及び免除は派遣側・受入側の双方で実施されることが必要ですか。

A9: 双方でなくとも、派遣側又は受入側のどちらか一方が不徴収又は免除としていれば構いません。

Q10: プログラムに参加する全ての学生に対して、授業料の不徴収又は免除が適用されなければなりませんか。

A10: 協定に授業料不徴収や免除の条項が明記され、その下で交換留学が実施されるプログラムであれば構いません。

Q11: 「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」とありますが、人数制限や免除の条件に成績基準が設けられている場合や、免除額が全額ではない(一部免除など)場合も申請することは可能ですか。

A11: 可能です。「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」であれば、内容について詳細は問いません。

Q12: 授業料免除について、実際には免除されるものの協定には記載されていない場合、申請することは可能ですか。

A12: 可能ですが、授業料免除を行う側の学則等で明文化されている必要があります。

Q13:1つのプログラムに複数の協定が含まれている場合、その協定締結先は、派遣と受入で同一でなければいけませんか。

A13:プログラムとして派遣・受入の双方向交流を行うものであれば、大学等、国・地域、人数等は同一でなくても構いません。

### 3-③プログラム実施期間が8日以上1年以内の計画であるもの

Q14:プログラムの開始時期は「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始されるプログラム」とありますが、たとえば平成30年4月1日から開始するプログラムの場合、学生は平成30年3月に渡航又は渡日しても構いませんか。

A14: 宿舎入居手続き等、プログラム参加のための生活面における必要最低限の期間であれば、3月に渡航、又は渡日しても構いません。ただし、支援はプログラム開始後(4月1日以降)となります。

Q15:1つのプログラム内で複数回(例:夏季と春季、等)の派遣又は受入を行う場合、同じ学生を複数回派遣又は受入することは可能ですか。またその場合、「プログラム実施期間」はどのように考えればよいですか。

A15:プログラムの特性上、複数回の派遣又は受入が必要な場合は可能です。ただし、支援対象となるプログラム実施期間は、各回が連続した8日以上、かつ各回の合計日数が1年以内である必要があります。また、各回の派遣又は受入が平成30年4月1日から平成31年3月31日に開始される必要があります。

Q16:1つのプログラム内で、各学生の派遣又は受入の期間が異なる場合も申請することは可能ですか。

A16:可能です。

Q17:プログラム実施期間は渡日・渡航から離日・帰国を含む総日数で考えてよいですか。

A17:プログラム実施期間に渡日・渡航及び離日・帰国にかかる期間は含みません。実施期間とは、留学先国・地域(協定派遣)又は日本(協定受入)におけるプログラム開始日から終了日までの期間を指します。

**New!** Q18:プログラムの採択後に留学時期や期間を変更することは可能ですか。

A18:プログラムの開始時期が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間であれば変更は可能です。また、プログラム実施期間が8日以上1年以内であれば、奨学金支給月数(人月数)の年度ごとの内訳は変更しても構いません。ただし、留学時期や留学期間の大幅な変更により、プログラムの目的・目標の達成が難しい場合には認められません。

### 3-④参加に必要な語学水準を適切に設定しているもの(協定派遣のみ)

Q19:「参加に必要な語学水準を適切に設定しているもの」とありますが、基準はありますか。

A19:基準は設定していませんが、設定されている語学水準がプログラムの内容を実施するにあたって適切かという点は審査対象となります。

なお、英語によるプログラムの場合は、募集要項「3. 支援の対象となる派遣プログラム(3)派遣プログラムの申請要件④」のとおり、英語能力はTOEIC400点相当以上(TOEFLの場合、PBT435点以上、iBT41点以上。IELTSの場合、5.0以上)、もしくは「在籍大学等における前年度の語学成績で成績評価係数2.30以上」の学生を対象としたプログラムを優先的に採択します。

Q20: 英語以外の語学水準は何を基準とすればよいですか。

A20: プログラムの参加に必要な語学水準を設定してください。なお、募集要項「3. 支援の対象となる派遣プログラム(3)派遣プログラムの申請要件④」のとおり、「在籍大学等における前年度の語学成績で成績評価係数2.30以上」の学生を対象としたプログラムは優先的に採択します。

Q21: 英語圏以外の国へ派遣し、当該国の言語をゼロからトレーニングすることを目的のひとつとするプログラムにおいても語学水準の設定は必要ですか。

A21: 本制度で支援するプログラムについては、全て語学水準の設定が必要です。

派遣先国で習得する言語が在籍大学等で語学科目として開講されていない場合等は、他の言語により語学への適応能力に関する水準を設ける等、プログラムの特性に応じて設定してください。なお、設定された語学水準が適切であるかどうかは、全てのプログラムで審査対象となります。

Q22: 前年度の語学成績について、前年度に語学成績がない場合はどうしたらよいですか。

A22: 直近の語学成績を用いてください。例えば、修士2年の学生で修士1年次の語学成績がない場合、学部4年次(又はそれ以前の直近)の語学成績で構いません。

### 3-⑤フォローアップのための追跡調査に協力できる管理体制を有するもの

Q23: 奨学金を受けた学生に対する在学中の追跡調査とはどのようなものですか。

A23: 募集要項「7. プログラム実施後の報告書の提出等」に定める報告書のほか、機構が実施する本制度に関する調査を指します。奨学金を受けた学生のプログラム参加による効果(成績推移、学習意欲の向上、長期留学への意識向上、卒業後の進路等)を調査し、本制度の改善等を図りますので、ご協力をお願いいたします。

## 4. 奨学金支給対象者の資格・要件

### 4-①支給対象者の国籍等

Q1: 協定派遣において、二重国籍者も本制度の支援対象となりますか。

A1: 日本国籍を有する者は対象となります。

Q2: 協定派遣において、日本に留学中の外国人留学生も本制度の支援対象となりますか。

A2: 対象となりません。

Q3: 協定派遣において、日本への永住が許可されている者の対象を教えてください。

A3: 日本への永住が許可されている者には、特別永住者を含みます。日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象となりません。

Q4:協定受入において、二重国籍者も本制度の支援対象となりますか。

A4:登録時に日本国籍を有する者は対象となりません。

#### 4-②支給対象者の成績基準

Q5:「成績評価係数で表すことができない場合」とありますが、どのような場合ですか。

A5:1年次の1学期目や、評価が「合格」「不合格」しかない場合等です。修士1年の場合、学部最終年次の成績により成績評価係数を算出してください。なお、成績基準は人物像・熱意といった学業成績と異なるものにより判断することはできません。

Q6:学部の新1年生が夏休み期間に実施するプログラムに参加する場合、前期の成績が出ていないため成績評価係数を表すことができませんが、どのような取り扱いとなりますか。

A6:入学試験の成績やプログラム参加のための選考試験を活用するなど、成績評価係数2.30以上に相当するという根拠(考え方)を示してください。

#### 【短期研修・研究型のみ】

Q7:選考時の成績評価係数が2.00以上2.30未満の学生が提出する「自己推薦書」は、どのようなものですか。

A7:短期研修・研究型については、成績評価係数が2.00以上2.30未満の学生であっても、学生が記入する「自己推薦書」等に基づき、在籍大学等において成績評価係数2.30相当以上と認められ、本制度の支援を受けることが適当であると判断する学生を推薦することが可能です。「自己推薦書」には、「学業・成績に関して特筆すべきこと」及び「留学志望理由・目標」を記入します。

#### 4-③支給対象者の経済状況

Q8:協定派遣において、「機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします」とありますが、どのように取り扱えばよいですか。

A8:各大学等においては、奨学金支給割当人数のうち、まず、平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象としてください。奨学金支給割当人数に残りがある場合、各大学等が経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者であると認めた者も支援対象とすることが可能です。

家計基準との比較を試算できるツールとして、家計基準適格性判定表(平成30年度第二種奨学金在学採用)を平成30年4月1日以降に大学等に配付する予定です。

なお、平成29年度中に参加学生の募集、選考を行う場合は、平成29年度第二種奨学金在学採用の家計基準の目安を参照してください。第二種奨学金の家計基準の目安は、機構のホームページに公表しています。

日本学生支援機構ホームページ(在学採用の奨学金の基準)

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/index.html>

Q9:協定受入において、募集要項に「経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者」という記載がありますが、特に受入の場合、資金証明を取ることが難しいケースも考え



られます。そういった学生も含め、受入学生の経済状況についてはどのように確認すればよいですか。

A9: 受入の場合、在籍大学等に対し、募集要項「4. 支援の対象者(4)奨学金支給対象者の資格及び要件」に記載されている内容を明示し、在籍大学等から、その資格及び要件等に合致した学生として推薦を受けることにより確認することも可能です。

#### 4-④プログラム終了後、学業を継続する者又は学位を取得する者

Q10: 機構に奨学金支給対象者として登録した時点では、退学又は支援期間中に卒業の予定がないことを確認していた学生が、支援期間中に退学・卒業することが判明した場合、奨学金の返納は必要ですか。

A10: 原則、退学日又は卒業日までは本制度奨学金の支援期間として認めることが可能です。登録内容の変更及び奨学金の返納手続きを行ってください。

ただし、登録時点で退学又は卒業を予定していたにもかかわらず、奨学金支給対象者として登録されていることが判明した場合には、登録を取り消し、奨学金を全額返納する必要があります。

#### 4-⑤他団体等の奨学金を受ける場合

Q11: 他団体等から、宿泊費用や授業料等が支給されますが、奨学金支給対象者の資格及び要件の⑦に記載している「他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合」に含まれますか。

A11: 他団体等から学生本人に、宿泊費用や授業料等が支給される場合は、「他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合」に含まれます。なお、渡航費は含まれません。

Q12: 併給が認められない他団体等の奨学金を申し込み中で、採否結果を待っていますが、奨学金支給対象者として登録することは可能ですか。

A12: 奨学金支給対象者として登録することは可能ですが、他団体等奨学金の受給が決定した場合は、登録を取り消し、奨学金を全額返納する必要があります。

Q13: 奨学金支給対象者として登録後、プログラムが開始する前に、併給が認められない他団体等の奨学金を申し込むことは可能ですか。

A13: 他団体等の奨学金を申し込むことは可能ですが、受給が決定した場合は、登録を取り消し、奨学金を全額返納する必要があります。

Q14: 学生が研修やインターンシップ等に参加することで、報酬が発生する場合には、どうしたらよいですか。

A14: 他団体の奨学金同様、支給月額が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給は可能です。

#### 4-⑥支給対象者以外のプログラム参加

Q15:奨学金支給対象者の資格及び要件を満たさない学生でもプログラムに参加することは可能ですか。

A15:プログラムに参加することは可能ですが、本制度の支援対象とはなりません。

Q16:協定に基づかない外国人学生が、個人で受入プログラムに参加することは可能ですか。

A16:プログラムに参加することは可能ですが、本制度の支援対象とはなりません。

#### 5. 支給対象者の登録・支給方法

Q1:「別に定める期日までに奨学金支給対象者を機構に登録」となっていますが、具体的にはどのような事務手続きですか。

**追記** A1:プログラムごとに、参加する学生全員のデータを派遣又は受入を開始する月の前月に提出します(1つのプログラム内の**同じ学生について**複数回派遣又は受入するプログラムの場合、初回の派遣又は受入開始月の前月に全ての回について提出します)。詳細は、後日機構ホームページ上に公開する「事務手続きの手引き」を確認してください。

**New!** Q2:「留学開始月から1月ごとに割り当てた支給対象となる月に奨学金を支給」とありますが、学生によって留学開始日が異なる場合、各学生への奨学金の支給はどのように行いますか。

A2:各学生の留学期間を31日ごとに区切り、奨学金支給月数を決定しますが、奨学金の支給は、留学開始月から月ごとに各学生の在籍確認を行った後、1月(ひと月)分の奨学金を支給してください。支援終了月には支給が発生しない場合がありますが、留學日数が同じ日数の場合、奨学金の支給月数も同じ月数になります(例②・③参照)。プログラム申請にあたり、人月数を算出する際は、「奨学金支給月数確認表」をご利用ください。

在籍確認の実施方法、奨学金の支給方法については、後日機構ホームページ上に公開する「事務手続きの手引き」を確認してください。機構は、奨学金の支給が適正に実施されているかを確認するため、大学等における在籍確認の実施状況を調査します。在籍確認の根拠書類等は適切に保管するようにしてください。

例	支援開始			支援終了			留学 日数	支給月数			⇒	在籍確認及び奨学金支給対象月		
	年	月	日	年	月	日		H30	H31	合計		7月	8月	9月
①	2018	7	1	2018	9	8	70	3	0	3	⇒	○	○	○
②	2018	7	15	2018	9	8	56	2	0	2	⇒	○	○	—
③	2018	7	5	2018	8	29	56	2	0	2	⇒	○	○	—

Q3:奨学金支給対象者15人のプログラムで、12人しか採択されなかった場合、12人分の奨学金の合計金額を割って15人に支給することは可能ですか。

A3:募集要項で指定している月額以外の金額を学生に支給することはできません。

Q4:短期研修・研究型に参加後、帰国せず続けて双方向協定型に同じ学生を参加させることは可能ですか。

A4: プログラム実施期間が重複していない場合は可能です。ただし、帰国せずに新たなプログラムに参加するにあたり、渡航手続きや在留資格申請手続きだけでなく、プログラムへの参加確認や報告書の提出等について、大学等において適切な管理が可能な場合に限りです。なお、先に参加したプログラムの支援終了月と後から参加するプログラムの支援開始月が重なる場合は、後から参加するプログラムの支援開始月分の奨学金は支給しません。

#### 【奨学金月額（協定派遣のみ）】

Q5: 研究の都合により、1つのプログラムで1人の学生を複数地域に派遣することは可能ですか。

A5: 可能です。同一プログラム内で、同一の学生が、異なる月額の地域に派遣される場合は、奨学金支給の全期間にわたり、滞在日数が長い地域の月額を一律に適用してください。なお、滞在日数が同じ場合は、金額が高い地域の月額を一律に適用してください。

ただし、予定していた地域への派遣中止等により、適用する月額が低くなる場合は、支援開始月に遡及して月額の差額分を返納する必要があります。また、適用する月額が高くなる場合は、差額分の支給申請を追加で行うことができますが、平成31年度に継続実施するプログラムにおいて、平成30年度の追加支給分を平成31年4月以降に支給申請することはできませんので、注意してください。

Q6: 1つのプログラムで1人の学生を3か所以上に派遣する場合、適用する月額はどのようになりますか。

A6: 3か所以上に派遣する場合は、同じ月額の地域区分（指定都市・甲地区・乙地区・丙地区）別に滞在日数を合算して、最も滞在日数が長くなる地域区分の月額を、全期間にわたり一律に適用してください。

例えば、A国（丙地区）－10日間、B国（丙地区）－14日間、C国（甲地区）－20日間に派遣する場合、丙地区（A国、B国）の合算日数（24日間）が、甲地区（C国）の日数（20日間）より長い場合、支給月数（2回）に対し、一律に丙地区（6万円）の月額が適用されます。

Q7: 1つのプログラムで複数の地域に学生を派遣する場合、学生の応募状況によっては派遣先が申請時と実際の派遣時で異なる可能性があります。その場合、奨学金支給割当人数及び配分された奨学金の範囲内であれば、申請時と異なる地域への派遣に変更することは可能ですか。

A7: 奨学金月額が低い地域から高い地域への変更であっても奨学金の追加配分は行いませんが、奨学金支給割当人数及び配分額の範囲内であれば変更は可能です。ただし、採択された計画から大幅な変更があった場合、翌年度以降の審査・採択に影響する場合がありますので、安易に変更することのないよう注意してください。

以上